

新潟市教育委員会 令和4年5月 定例会会議録

日 時	令和4年5月31日(火) 午後3時30分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	井 崎 規 之			
出席委員 (8名)	田 中 賢 一	出席委員	乙 川 千 香	
	渡 邊 純 子		中 津 川 英 子	
	大 宮 一 真		畠 山 典 子	
	五十嵐 悠 介	欠席委員		
	齋 藤 昭 彦			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (8名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	池 田 浩		
	教 育 次 長	本 間 金 一 郎		
	教育総務課長	渡 辺 和 則		
	保健給食課長	袖 山 直 也		
	学校人事課長	金 山 光 宏		
	学校支援課長	丸 山 明 生		
	教育職員課長	栗 林 裕 之		
	教育総務課 課 長 補 佐	相 崎 敦 子		
他部署 出席者(0名)				

開会	時刻	午後3時30分
	宣言者	教育長
付議事件 (1件)	議案第10号	令和4年6月議会定例会の議案について (1)令和4年度新潟市一般会計補正予算について
報告 (5件)	新型コロナウイルス感染状況について	
	令和5年度使用教科用図書に関する資料の作成について	
	令和3年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握（調査）」の概要について	
	令和5年度 市立学校管理職選考検査について	
	新潟市教科用図書審議委員の委嘱について	
	和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について	

第1 開会宣言

- 教育長 午後3時30分 開会を宣言する。
これより、5月教育委員会定例会の事前会議を開催いたします。
本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。
(異議なし)
よろしければ、許可することで決定します。

会議録署名委員の指名

- 教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に乙川委員及び中津川委員を指名します。

第2 付議事件

- 教育長 次に、日程第2「付議事件」に入ります。はじめに、議案第10号「令和4年6月議会定例会の議案について」は、市議会に議案の公表前であることから非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。
(異議なし)
それでは、公開案件終了後に非公開案件とし、再開し審議いたします。

第3 報告

- 教育長 次に、日程第3「報告」に入ります。
はじめに、新型コロナウイルス感染症感染状況について、保健給食課、学校支援課から説明をお願いいたします。
- 保健給食課長 新型コロナウイルス感染症の感染状況についてご報告申し上げます。追加資料1をご覧ください。上段の新規感染者数をご覧くださいと思います。折れ線が市内全体の新規感染者の発生状況です。青の棒グラフが市立学校園の児童生徒等の新規感染者の数でございます。市内全体の状況もそうでございますけれども、児童生徒の感染状況は4月上旬よりはやや少ない傾向となりましたけれども、先週も50人ですとか、それに近い人数の感染があるなど、まだまだ高い状況のまま推移しているところです。
- 下段の学級への状況でございます。その地域において学級閉鎖、学年閉鎖を行っている学校園の数になります。4月27日から学級閉鎖の基準の見直しを行ったところでございまして、その影響もあり、4月29日の連休以降、ご覧のとおり10校前後での閉鎖の状況が続いておりまして、今日時点では5校で、内訳として、小学校四つ、中学校一つで、いずれも学級閉鎖を行っている状況です。学級閉鎖の基準の見直ししたところでございますけれども、これによって、学校内で感染が広がっているわけではございませんで、児童生徒全体でも、市内全体でも、感染者の増につながっているものではないと受け止めています。ゴールデンウィークで学校外での活動も増えたものと思っておりますけれども、学校はもち

ろん、家庭の理解と協力のもと、感染防止対策を継続していただいた結果、さらなる感染拡大にはならなかったものと思っております。引き続き、児童生徒や各家庭の理解、協力を得ながら緩みなく感染症対策に努めていきたいと考えております。

続いて資料 2 をご覧いただきたいと思えます。児童生徒等のマスクの着用についてご報告申し上げます。国におきましてマスクの着用の検討がなされたところをごさいます、文部科学省からも、学校生活でのマスクの着用の留意点ですとか、不要な場面の例などが改めて示されたところをごさいます。これを受けまして、新潟市内の感染状況を踏まえれば、引き続きマスクの着用を含む基本的な感染対策はやはり重要なものであり、これまでのマスクの着用の取扱を変更するものではありませんけれども、これから暑い時期にもなりますので、改めて留意すべき事項を示しながら、場面や状況に応じ、子どもたちに適切な声かけや配慮を行うように学校園にお願いしたところをごさいます。

記の 1 番、基本的な考え方につきまして、これまでのものを変更したのではなく、十分な距離が取れば、マスクの着用の必要はない。また、気温、湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などのおそれからマスクを外すことが基本であることを改めて示しております。これまでも、この考え方のもとで学校も教育活動の内容ですとか、児童生徒の様子などを踏まえて臨機応変に対応してきたところをごさいます。

2 番目、マスクの着用が不要な場面とその留意事項ですけれども、(1)の体育、(2)の部活動、(3)の登下校時につきましては、これまでも学校園に示してきたところですが、改めて距離がとればマスクは不要ということを示しております。加えまして、(4)その他の学校活動として、休み時間の遊びですとか、個人での読書などマスク不要の場면을例示しているところです。下の 4 番、5 番にありますけれども、さまざまな理由からマスク不要とされる場面でもマスク着用を希望する子どもたちもいますし、着用が困難な子どもたちもいます。そういった子どもたちにも同じように配慮し、マスクをする、しないということがいじめや差別、偏見につながるように学校でも指導をするとともに、これらのマスク着用についての取組みを保護者や地域にもご理解いただくよう情報発信をお願いしたところです。場面に応じたマスクの着用ということで、感染対策をとりながら学びとの両立を引き続き進めてまいりたいと考えております。

○教育長

ただいまの説明に質問やご意見がありましたら、お願いします。

○齋藤委員

一つ教えていただきたいのですけれども、データがあるかどうかなのですが、新規感染者、児童生徒のワクチン接種の有無のデータというのがありますか。感染者が出たときに、その方がワクチン接種をしていたかどうかというデータは。

○保健給食課長

申し訳ありません。その報告はいただいておりません。

○齋藤委員

ご存じのとおり、5 歳から 11 歳の児童へのワクチンが始まり、その接種

率があまり伸びなくて、新潟市でだいたい 20 パーセントくらいといわれておりますけれども、非常に遅く、新潟市としても接種率を高めるために個別接種ではなく集団接種を行っていくといった動きもあるのです。そういった中で、感染者の接種率がどの程度であるか。それが市の平均値とどこまで違うのか。感染者のほとんどがワクチンを接種していないということが分かれば、もう少しワクチンを接種しようという行動につながるのではないかと感じたので、ワクチン接種歴の有無というのが感染者においてどうなのかというデータがあると、そのあたりが明確になるのかなと。実はほかの政令指定都市でもそういうデータを出してしまっていて、そういった動きで子どもたちの接種をより進めていこうという動きがいくつかの市であります。新潟市としても、もしそういったデータが得られるのであれば、そういったデータを基に、5歳11歳の接種を少し進める方向に考えていただけないかと思って質問させていただきました。

- 教育長 保健所も持っていないですか。
- 保健給食課長 保健所も確認はしておりませんが、ワクチンを受ける、受けないが個人情報ということで、なかなか情報を集めづらいのだろうということは推測できます。
- 齋藤委員 科学的なデータを出すためには、個人情報ではなくて、やはりワクチン接種の有無くらいは出しておかないと、結局次に生かせないですよ。ですから、その情報は必須の情報だと思います、サーベランスを行ううえでは。市のほうに聞いて、私は確実に集めていると思います。接種歴があるかないかというのは。ですから、そのあたりはやはり聞いて、児童生徒のワクチン接種歴は必要な情報として収集しておく必要は絶対あるのではないかと思います。
- 保健給食課長 意見交換、情報交換してみたいと思います。
- 齋藤委員 お願いします。
- 渡邊委員 今回の齋藤委員のワクチン接種のことにも関連するかもしれないのですが、感染されている子どもたちの症状というのはほとんどが軽症なのでしょうか。重症というのは報道でも聞いていないのですけれども、ほとんどが軽症で発症されていると。
- 保健給食課長 重症というのは、オミクロン以降は聞いておりません。風邪に似た症状、熱ですとか鼻水、のどの痛みといったものが中心です。無症状の方のほうが多いようではございますけれども、軽症がほとんどです。
- 齋藤委員 追加で。全国のデータを見て見ると、実はお亡くなりになられている方が学童でも何名かいらっしゃいます。脳炎を起こしたり、脳症を起こされたりとか心筋炎を起こされてお亡くなりになられたり、元気な子が、少し具合が悪いといって横になっていって、数時間後に心停止で見つかったとか、それで心筋炎が起こっていたとか、学童でも患者数が一定数で重症例が出ていまして、通常は大丈夫なのですけれども、nが増えると、必ず重症例が一定の率で出てきますので、新潟市は幸いなことにそう

いった症例が、心筋炎の症例がありましたけれども、それ以外は出ていないですけれども、全国レベルでいくとお亡くなりになられている患者さんなどがばらばらと出ています。小さいお子さんのグループ症候群であるとか、熱性けいれんによってけいれんが止まらなくて、具合が悪くなるとか、やはり重症例が出ていますので、予防することの重要性というのは変わらないのではないかと考えています。

○五十嵐委員

児童生徒等のマスクの着用についてというお話がございました。さまざまな例を示していただいて、こういうところはマスクを外して、こういうところはマスクを着用しようというご説明をいただいて、本当に素晴らしいとは思ってはいるのですけれども、2年間という長い時間は我々にとっても長かったのですけれども、児童にとっては、例えば小学生にとっては、年齢が10歳の子にとっては人生の5分の1がそういった時代だったわけなので、今日から外してもいいですよといってなかなか外せるものではないと思うのです。ですので、学校での指導だけではなくて、ぜひオール新潟市で、例えば企業向けにも、大人のほうも外していきましようといった話を、教育委員会とは違うかもしれませんが、オール新潟市で取り組んでいただきたいと思っておりますので、そういったお声がけもしていただきたいですし、先生方にとっても、ぜひ1回、2回ではなくて頻繁に、こういう場面では外していいんだよみたいなものを例示していただくようなことをお伝えいただければと思います。

○保健給食課長

ありがとうございます。市長部局とも十分連携して広報に努めていきたいと思っております。

○五十嵐委員

よろしく願いいたします。

○田中委員

今の五十嵐委員の付け足しといいますか、今回、このような形で通知文が各学校に出ている、それぞれ保護者への周知ということが示されてはいるのですが、それがなかなかすべての家庭に十分伝わっているかというところでもないと思うのです。朝、近所の子どもたちが登校する姿を見ると、ほとんどマスクをしています。この通知は出て間もないのですけれども、やはり保護者の方々あるいは地域の方々も含めて、皆さんがマスクの着用について、文部科学省もこういったことを言っているのだということを知っておく必要があるかと思っています。そういう点では、例えば市報にいがた等で特集を組むなどして、マスクの着用の仕方が緩和されてきているということが十分伝わるような方策を検討していただきたいと思っております。

○畠山委員

このグラフの説明がありましたように、複数人の発生で学級閉鎖ということで、学級閉鎖の数も減っていますし、上のほうの数についても変化があまりないということで影響がなかったというご説明がありました。私のほうにもときどき学校の様子が耳に入ってくるのですが、前半のほうの4月の状況のときには、なかなか学級づくりが進まないとか、少し進んだなと思ったらまた学級閉鎖になって大変だという声が聞

こえていたのですけれども、4 月後半になりましたら、そういった声が一切なくなってきたということで、落ち着いてきているのだなという感触を私は持ちました。前回、たよりを出されたということで、その辺のところの保護者の反応はどうだったかということをお聞かせいただけますか。

○保健給食課長

学校にはさまざまな意見とありますが、否定的な意見というよりも肯定的な意見が多いと聞いておりますし、教育委員会直接でも否定的な意見はほとんどなかったと思っています。学校の学びの保障、子どもたちが授業を受けられるというといったところで市民の評価は高かったのではないかと考えているところです。

○畠山委員

社会全体の感染者数も減っていますし、いろいろなイベント等も実施、再開されるような状況です。また、子どもたちの学びの保障ということで、学級閉鎖がますます減って学校の教育活動が充実してほしいと思います。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

ないようですので、次の報告にいきたいと思います。次に、「令和 5 年度使用教科用図書に関する資料の作成について」、学校支援課から説明をお願いいたします。

○学校支援課長

6 月 3 日に教科用図書審議委員会が行われます。その際に、教育長から教科用図書審議委員長へ諮問する内容についてご説明いたします。報告 1 ページをご覧ください。諮問事項につきましては、令和 5 年度使用教科用図書に関する資料の作成についてです。諮問理由は、令和 5 年度使用教科書の採択につきまして、特別支援学校・学級を一般図書採択の適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問するものです。教科用図書の採択基準について説明します。四角囲みのところをご覧ください。読み上げます。

下記に基づき、新潟市や学校の実施及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される一般図書を採択する。

特別支援学校・学級において使用する一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、県教育委員会が提供する研究資料を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。

以上が、教科用図書審議委員会において教育長から教科用図書審議委員長へ諮問いただく内容でございます。なお、2 ページ、3 ページ目には、新潟市教科用図書審議委員会設置要綱が載せてあります。こちらも併せてご覧ください。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたら、挙手のうえご発言願います。よろしいでしょうか。

それでは、次の報告にまいります。次に、「令和 3 年度体罰及び不適

切な言動等に係る実態把握」の概要について、学校人事課から説明をお願いいたします。

○学校人事課長 学校人事課でございます。

報告 4 ページをご覧ください。令和 3 年度体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の概要について報告いたします。体罰調査は平成 24 年度に文部科学省が全国を対象に実施したもので、文部科学省による調査はこの年 1 回限りでありました。翌年から体罰等未然防止の観点から、市独自の調査を継続して行っており、今回が 10 回目の調査となります。

1, 調査対象者です。市立学校の児童生徒、保護者及び教職員全員が対象です。

2, 調査対象期間は令和 3 年度の 1 年間です。

3, 調査内容は、体罰と不適切な言動について、それを受けた、見た、行ったことがあるかどうかを調査したものです。なお、このたびの調査から、体罰と不適切な言動の定義について変更しております。これまで、体罰とは児童生徒に指導すべき点があり、その指導に対して行きすぎた行為を行ったものを体罰としておりました。また、不適切な言動とは、児童生徒に指導を受けるべき点がないにもかかわらず、教職員が暴言などの不適切な言動をしたことを指していました。この新潟市の定義は、必ずしも一般的には理解しやすいものではないという指摘を受けていたことから、このたび、他自治体の状況を確認しながら、定義の再検討を行い、プリントにありますとおり、体罰は児童生徒に対する肉体的な苦痛を伴う行為であり、不適切な言動は精神的な苦痛を感じさせる行為であるとして調査を行いました。

4, 事実関係の把握と該当性の判断です。体罰等を受けた、見た、行ったと記載され、学校が体罰等の可能性があるとして報告した事案について、教育委員会が管理職から聴き取り調査を行い、事実関係を把握したうえで判断いたしました。

5, 実態把握の結果です。表をご覧ください。体罰案件は合計 2 件、不適切な言動案件が合計 4 件でした。すべて小学校の案件です。この合計 6 件の案件については、すべて懲戒及び訓戒として対処しています。括弧内の数字は令和 2 年度の数であります。昨年でいいますと、体罰の枠の中で体罰であるかどうかを検討した件数が 4 件、不適切な言動の枠の中でそれに当たるかどうかを検討した案件が 11 件あったことをお示ししています。昨年度と今年度は定義が異なることもありますので、あくまでも参考としてお取り扱いください。

6, 未然防止に向けた今後の取組みについてです。研修資料を活用し、体罰や不適切な言動が起きた背景や要因を考えたり、未然防止に向けた具体的な方策を検討したりする場を作るよう、校長会を通して指導してまいります。こういった研修会の充実を図ることで教職員の人權

意識を高め、体罰等を許さない、見逃さないという教職員の当事者意識の高揚を図ってまいります。

説明は以上でございます。なお、本定例会終了後に実態把握の概要について補足説明をさせていただきます。また、この調査結果については本日が報道棚入れです。

○教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらご発言願います。

○乙川委員 乙川です。よろしく願います。

10 回目の新潟市の独自の調査だということなのですが、この調査はアンケートという形で考えてよろしいですか。

○学校人事課長 そうです。

○乙川委員 そのアンケートは対象期間が丸 1 年間になっていますが、各学校によってアンケートを行うときが異なったりということになるのでしょうか。

○学校人事課長 各学校に同時にアンケート用紙を配布し、同じ期間で調査をかけます。調査の対象期間を振り返って、4 月から戻ってみて、そういったことがなかったかということを探っていきます。

○乙川委員 ありがとうございます。

もう 1 点なのですが、アンケートに答えてほしい、もしかしたら当事者かもしれないお子さん。それにかかわって学校に来られない、お休みをしている子どもたちがいらっしゃるかもしれない。その子たちにこそアンケートに答えていただきたいと思うのですが、アンケートの回収率とか、そういったところが分かりましたら教えていただきたいと思います。また、お休みしている子たちにもアンケートに回答する機会を、例えばいつまで締め切りとなっていたとしても、臨機応変に答えていただく機会を設けていらっしゃるのかということも気になるところなので、併せて教えてください。

○学校人事課長 児童生徒の実態に応じて、学校が可能な限り回答してもうらように働きかけている状況だと考えています。アンケートの回収率については 8 割程度です。

○乙川委員 ありがとうございます。

その 2 割というところが、すんなり答えられない可能性があるのではないかと感じてしまって、再度、声がけをして出していただくような形をとって回収率を上げてもらうことが、よりきめ細やかな声を拾うことにつながると思うので、そういったところも併せてご検討いただければありがたいと思います。

○学校人事課長 分かりました。ただ、出ていないことについて、出ていませんよ、書いてくださいというのはなかなか働きかけにくい部分もありますので、アンケートを実施する際に、このアンケートがどれほど大事なのかということをしつかりと伝えながら、回収率を高める努力はしていきたいと思います。

○乙川委員 ありがとうございます。

○田中委員 先ほど課長から定義を変更したというお話がありました。確かに、先ほ

どの課長の説明を聞いていると、これまでの体罰や不適切な言動に対する定義というのは少し分かりにくい部分があると感じていて、今回、大変分かりやすく、現場にもしっかりと届くような定義として示していただいたと思っています。

6 番の未然防止に向けた取組みということなのですが、各学校が職員研修等でいろいろやるだろうと思うのですが、それ以外に、教育委員会として、一般教員に対して指導する場面というのはあるのでしょうか。

○学校人事課長 教育委員会が直接一般教員を指導するという点については、例えばそれぞれの経験年数に応じた研修等がありますので、そういった機会をとらえて、体罰は決して行ってはならないのだということを、学校人事課が担当している指導ではやっております。

○田中委員 体罰というものが、数値のうえからすると、定義が若干異なるので、直接は比べられないというお話がありましたけれども、かなり数が減ってきているという点では、新潟市の先生方の一人ひとりの人権意識が高まってきているのではないかと思います。やはり体罰というのは子どもと教師であったり、あるいは家庭と学校との信頼関係を根底から崩すという点で、教育が成立しなくなってしまう。そういうことは、どの教員も頭の中では分かっているのだろうけれども、それがかっとなったときになかなか抑えられなくなってしまう一部の教員がいるということであるわけですので、ぜひ一人ひとりの教師が、自分だったらどうするかということをしっかり考えさせていただきたい。例えばそういった研修の場で、私は体罰をしないために、必ず「君」「さん」をつけて呼びますとか、そういった具体的な方策をみんなの前で表現したり、あるいはロールプレイをするなど、ぜひ実のある研修を設定していただきたいと思っています。

○中津川委員 今、田中委員がおっしゃったように、昨年に比べて数字が減っているということで、これまでの教育委員会の研修と、また、先生方の意識の高まりということにこういったものが表れているのかなというのは喜ばしいことだと思っています。逆に、乙川委員も先ほど言われたように、ちょっと言い出しづらくなった部分は本当はないのかなと思ひまして、先ほどの乙川委員の質問の補足的なところではあるのですが、改めて調査方法について、回答率は 8 割ということですが、これは児童生徒と保護者及び教職員ですが、家庭に生徒と保護者が一緒になって答えをするという形なのでしょうか。記名ということになりませんかでしょうか。

○学校人事課長 小学校のお子さんは自分の表現のたどたどしさもあるものですから、保護者と一緒にご記入くださいと促しています。記名か無記名かという点においては、記名式をお願いしています。と申しますのも、出てきた内容について、その後、どういったことがあったのかということとしっかりと状況把握して改善に向かわせるためには、記名をして書いていただくことが必要だと考えているからです。

- 中津川委員 中学生に関しては保護者と別の形ということですか。
- 学校人事課長 はい。補足しますと、生徒本人と保護者とそれぞれが書きます。
- 中津川委員 記名ということですね。
- 学校人事課長 記名です。
- 中津川委員 記名ということがはっきりというお考えもあるかと思うのですが、逆にクラスだけ書くとか、学年だけを書くとか、そうすることによってあがってくる可能性もありませんでしょうか。
- 学校人事課長 おっしゃることの意味はよく分かります。ただ、調査の目的はやはり、起こったことに対してきちんと改善に向かわせて、子どもたちが安心して学校生活を送れるというところに向かわせたいと思っているものですから、これは一体だれが書いたのだろう、どんな話だろう、いつの話だろうということがあいまいですと、調査結果を生かすことができないと考えています。
- 中津川委員 とりあえずは記名の方向でということですね。分かりました。ありがとうございます。
- 畠山委員 実態把握の結果ということでお話がありましたけれども、昨年度よりも少し表現が違っているということで、一概には比べられないというご説明もありましたが、一昨年と比べて昨年はどうか。その前の、10回目ということなのですが、10回のデータというか、数はどのような状況なのでしょう。
- 学校人事課長 まず、体罰は根絶しなければならない、ゼロであることが我々が目指しているところですが、残念ながら、毎年、一定数はあります。ただ、年によってもものすごく多い年とか、がくっと減ったとかということはなく、だいたい一定の線できているのが、10回を振り返って思っているところです。
- 畠山委員 研修ということで、こういうことによって少しずつ減っていくという、そういう傾向はあるのでしょうか。
- 学校人事課長 それはあります。第1回の調査のときは、たしか相当出たと思うのですが、そこからの改善は十分図られています。
- 畠山委員 そのまま続いていたかと思いますが。
- 結果のところ、令和3年度は、小学校以外はゼロということで、大変喜ばしい数値だと思っていますが、小学校が2と4となっていて、昨年度の傾向もそうですけれども、中学校よりも小学校の件数が多い結果になっていますが、この辺の傾向というか、これをどのように見ていらっしゃるか、教えていただきたいと思います。
- 学校人事課長 調査概要の補足説明もありますので、そこでお話しさせていただければと思います。
- 乙川委員 この調査の内容は、学校生活の中でのことが中心にアンケートで聞かれていると思うのですが、部活動などに関して、外部講師の方が入ったりということがあられると思うのですが、そこも含めて回答するような質問内容になっているのでしょうか。

- 学校人事課長 場所の制限は設けていません。今の話ですと、部活動のことですので、当然あがってくるシチュエーションだと考えています。
- 乙川委員 ありがとうございます。
- 教育長 ほかによろしいでしょうか。
 それでは、次の報告案件にまいりたいと思います。「令和 5 年度市立学校管理職選考検査について」、学校人事課から引き続きお願いいたします。
- 学校人事課長 報告 5 ページをお願いいたします。令和 5 年度新潟市立学校管理職選考検査についての報告です。まず、校長選考検査です。採用予定者数は昨年度採用数の 31 人から増えて 35 人程度を見込んでおります。これは、今年度末の校長退職者数が 45 人の予定ですが、そのうち再任用校長を新たに 10 人見込んでいることから、差し引き 35 人を採用予定としたものです。受験者数については、昨年度、校長選考検査は 88 人でした。これは参考にしてください。受験資格です。①教頭として 3 年以上の勤務があり、②58 歳以下の人としています。日程については後ほどまとめて説明いたします。
 次に教頭選考です。採用予定者数は昨年度採用数から 8 人増えて 45 人程度です。校長採用の予定が 35 人で、そこに教頭の退職者 8 人が加わりますので、それを合わせた数程度が見込みとなります。参考までに、昨年度の教頭選考の受験者は 120 人でした。受験資格です。勤務経験 15 年以上で、県市での研修が 8 年以上ある人。年齢が 39 歳以上。主幹のみの受検者は 37 歳以上です。12 年経験者研修、今は中堅研修といっていますが、それを受講した人が対象となります。また、⑤についてはアからキのいずれかに該当する人を受検資格としています。
 最後に日程です。5 月 18 日に各学校園あてに通知を発送したところです。第 1 次選考検査日を 7 月 30 日(土)に予定しています。その後は、10 月中旬に第 2 次校長選考検査の面接検査、1 月上旬には第 2 次教頭選考の面接検査を実施いたします。結果の通知は 3 月上旬となります。
- 教育長 ただいまの説明にご質問やご意見がありましたら、ご発言願います。
- 渡邊委員 教頭選考のところの⑤の B, C, D 地区とあるのですけれども、具体的にはどのような地区なのでしょう。
- 学校人事課長 県費負担教職員として採用になった方は以前、県の異動区分によって異動していました。その区分が B, C といわれる区分になってきます。現在は、新潟市の異動区分にはありませんので、以前はこういった区分で動いていたということでもあります。
- 渡邊委員 分かりました。ありがとうございます。
 もう一つ、毎年のことなのですが、管理職の選考に当たって、これから募集をかけると思うのですけれども、新潟市は女性の管理職が少ないということで前から指摘されていますし、ぜひ女性で管理職になっ

くださる方が5割くらいになってほしいと思うのですけれども、そちらのほうの働きかけみたいなものはされていますでしょうか。

○学校人事課長 募集資格の中で三つくらい工夫している点があります。⑤のウにかかわる項目であります。主任経験を3年以上したことがある者ということで募集をかけていますが、以前は中堅研修を終わった後に主任経験3年以上としていました。そうしますと、女性の場合、子育ての問題や家庭の状況があって、中堅研修の後、3年間主任を務めるということは状況が許さない場合があります。それを考えたときに、中堅研修以前の主任の経験もその3年間にカウントしようということで、ここは緩和しました。

次に、③に当たりますが、主幹教諭の年齢を以前より1歳下げています。下げて2年くらい経ちますが、主幹教諭を管理職の入口にぜひしてもらいたいと考えています。主任経験がなく管理職、いきなり教頭になるというのはなかなか厳しさがあるものですから、まずは主幹からチャレンジしてもらって、そのうえで教頭選考を目指してくださいということで、年齢を下げることによって早いチャンスを得られるように工夫しています。

3点目は②にかかわるところです。県市の経験を8年以上としている部分について、これまでは学校現場の経験を8年としてきたのですが、今回から、例えば行政の仕事をしている年数も含んで8年でいいですということにしました。そうすることによって、比較的若い年齢から行政あるいは大学等の割愛期間がある方もカウントすることで受けやすくなるということです。

○渡邊委員 分かりました。若い方にもチャンスがあるということで進めるというか、働きかけてくださっているということによろしいですか。

○学校人事課長 そのとおりです。

○渡邊委員 分かりました。ありがとうございます。よろしくをお願いします。

○畠山委員 女性管理職の登用に向けて3点ほど工夫されているというお話だったので、例えば教頭選考の⑤のウで、教務主任、研究主任、生活指導主任等がありますけれども、学校の中でそういった経験を女性教諭の皆さんにも積極的に担っていただくという姿勢はとても大事なことで、それが管理職につながっていくと思います。ですので、学校への働きかけといったところも力を入れていただけるとつながっていくと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○学校人事課長 分かりました。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

それでは、次の案件にまいりたいと思います。次に「新潟市教科用図書審議委員の委嘱について」ですが、この件については個人情報が含まれておりますので、後ほど非公開として行いたいと思います。

次の、和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分につきましても、議会へ公表前であることから、非公開といたします。ご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、公開案件終了後の非公開案件として再開し、報告いたします。

第4 次回日程

○教育長 続きまして、日程第 4、次回の日程について、教育総務課から説明をお願いいたします。

○教育総務課長 次回の 6 月定例会につきましては、6 月 27 日(月)午後 3 時 30 分からを予定しております。よろしくをお願いいたします。

第5 公開終了

○教育長 以上で公開案件を終了いたします。これより定例会を非公開といたします。傍聴の方、報道の方については退席をお願いいたします。

第6 定例会(非公開)付議事件

○教育長 これより、定例会を再開し、付議事件に入ります。

議案第 10 号「令和 4 年 6 月議会定例会の議案について」、教育総務課から説明をお願いいたします。

○教育総務課長 (令和4年6月定例会の議案について説明)

○教育長 ただいまの説明に質問やご意見がありましたら、ご発言願います。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。

第7 定例会(非公開)報告

○教育長 次に、報告案件に入ります。

「新潟市教科用図書審議委員の委嘱について」、学校支援課から説明をお願いいたします。

○学校支援課長 (新潟市教科用図書審議委員の委嘱について説明)

○教育長 ご質問やご意見がありましたらご発言願います。よろしいでしょうか。

それでは、次に「和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について」、学校人事課から説明をお願いいたします。

○学校人事課長 (和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について説明)

○教育長

○五十嵐委員

○学校人事課長

○五十嵐委員

○乙川委員

○学校人事課長

○大宮委員

○学校人事課長

○大宮委員

○教育長

ほかにございますでしょうか。

それでは、終了いたします。

第8 定例会閉会

○教育長

以上で、本日のすべての日程を終了し、これで定例会を閉会いたします。

以上, 会議のてん末を承認し, 署名する。

署名委員 乙川 千香

署名委員 中津川 英子